

文部科学大臣 柴 山 昌 彦 殿

陸前高田市長 戸 羽 太

東日本大震災復興交付金事業等状況報告書の提出について

標記について、東日本大震災復興交付金（復興交付金基金）交付要綱（文部科学省）の規定により関係書類を添えて提出します。

1 基金保管実績

(単位：円)

基金の保有 区分	年度当初保 管額 (A)	年度内交付 額 (B)	運用益繰入 額 (C)	年度内支出額 (D)	年度末保管額 (A + B + C － D)
預金	431,817,991	38,576,000	4,036	340,651,000	129,747,027
合計	431,817,991	38,576,000	4,036	340,651,000	129,747,027

(注) 初年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とする。

2 基金運用実績

(単位：円)

基金の保有区分	運用益			合計額
	前年度まで	当該年度	翌年度以降（見込）	
預金	1,830,991	4,036	1,297	1,836,324
合計	1,830,991	4,036	1,297	1,836,324

(注) 当該年度以降の運用益については、見込額を記載すること。

(添付書類)

- 1 特定地方公共団体の基金条例
- 2 歳入歳出決算（見込）書抄本

陸前高田市東日本大震災復興交付金基金条例

（設置）

第1条 市が実施する東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）第78条第1項に規定する復興交付金事業等に要する経費の財源に充てるため、陸前高田市東日本大震災復興交付金基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、東日本大震災復興特別区域法78条第2項に規定する交付金をもって充て、一般会計歳入歳出予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（処分）

第5条 基金は、第1条の目的に反しない範囲において、その全部又は一部を処分することができる。

（補則）

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成33年9月30日限り、その効力を失う。

特定地方公共団体の歳入歳出決算（見込）書抄本

（特定地方公共団体の名称：陸前高田市）

（単位：円）

歳 入		歳 出	
事 項	金 額	事 項	金 額
（款）国庫支出金		（款）総務費	
（項）国庫補助金		（項）総務管理費	
（目）総務費国庫補助金		（目）財産管理費	38,580,036
（節）総務管理費補助金		（款）教育費	
（細節）東日本大震災 復興交付金	38,576,000	（項）小学校費	
		（目）学校建設費	313,315,000
（款）財産収入		（項）社会教育費	
（項）財産運用収入		（目）社会教育総務費	27,336,000
（目）利子及び配当金			
（節）利子及び配当金			
（細節）東日本大震災 復興交付金基 金利子	4,036		
（款）繰入金			
（項）基金繰入金			
（目）東日本大震災復興交付 金基金繰入金			
（節）東日本大震災復興交 付金基金繰入金			
（細節）東日本大震災 復興交付金基 金繰入金	340,651,000		
合 計	379,231,036	合 計	379,231,036